

KUMA・PRE 連携パートナー要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県大熊町の大野駅周辺の復興まちづくり推進に向けて、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」と言う。）が福島県立大野病院敷地内に設置する地域活動拠点（以下、「KUMA・PRE」という。）において、賑わい創出や実証実験等に対してコンテンツまたはサービスを提供する事業者を、機構が「KUMA・PRE 連携パートナー」（以下、「連携パートナー」という。）として認定し、認定を受けた者が機構と一緒にKUMA・PREを盛り上げる活動を実施することに関して必要な事項を定める。

(申請方法・条件)

第2条 連携パートナーとして認定を受けようとする事業者は、連携パートナー申請書（第一号様式）により、機構事務局（東北震災復興支援本部福島復興支援部地域再生課）に申請するものとする。

2 前項の事業者は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 大熊町の復興に熱心であること。
- (2) 前条の目的を満たすコンテンツまたはサービスを提供することができること。
- (3) 政治団体又は宗教団体でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(連携パートナーの認定)

第3条 機構は、事業者から申請された連携パートナー申請書の内容を審査し、コンテンツ提供について事業者と面談した上で、適切であると判断した場合、連携パートナーとして認定するものとする。

2 機構は、前項の規定により事業者を認定し、または認定しないことを決定したときは、対象事業者に速やかにその旨を通知するものとする。

3 機構は、連携パートナーとして認定した事業者の名称及びコンテンツの内容等について、KUMA・PRE 公式ホームページで公表することができる。

(会費等)

第4条 連携パートナーの会費は、無料とする。

2 連携パートナーがKUMA・PREを使用する際の使用料は、無償とする。

(連携パートナーの資格の喪失)

第5条 連携パートナーは、次のいずれかの事由によって、その資格を失う。

- (1) 次条に規定する脱退
- (2) 第7条に規定する認定の取消し（除名）
- (3) 第8条に規定する KUMA・PRE の運営終了

（脱退）

第6条 連携パートナーが脱退しようとするときは、連携パートナー脱退届（第二号様式）により速やかに事務局に届け出なければならない。

（認定の取り消し）

第7条 連携パートナーが次のいずれかの事由に該当することとなったときは、機構は連携パートナーの認定を取り消す（除名）ことができる。

- (1) 申請時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 機構の業務または KUMA・PRE の運営を故意に妨害し、又は機構の名誉を毀損する行為を行ったとき
- (3) 第11条に規定する秘密保持に違反した場合
- (4) 機構の定める KUMA・PRE 運営ルールに従わなかった場合
- (5) 著しく社会的信用を失墜した場合など、KUMA・PRE で扱うにふさわしい連携パートナーでなくなったと機構が判断したとき

（KUMA・PRE の運営終了）

第8条 機構は、KUMA・PRE の運営をいつでも終了することができるものとする。ただし、運営終了にあたっては、運営終了の日の30日前までに連携パートナーに対し通知する。

（非拘束）

第9条 機構は、連携パートナーが同時に他社により実施される同様の制度の会員や提携企業となることを一切妨げない。

2 機構は、KUMA・PRE において連携パートナーの製品・商品・サービス等を必ずしも優先的に取り扱う義務を有しない。

（連携パートナーの権利の譲渡）

第10条 連携パートナーは、連携パートナーの認定に伴い生じる一切の権利を第三者に譲渡することができないものとする。

（秘密保持）

第11条 連携パートナーは、KUMA・PRE での活動を通して知り得た情報について、第三

者に開示してはならない。

(連携パートナーの地位)

第12条 機構は、連携パートナーに対し機構の代理人としての地位を与えるものではなく、連携パートナーは、第三者に対し機構の代理権を有する旨の表示を一切行わないものとする。

(協議)

第13条 機構及び連携パートナーは、本要綱に定めがない事項及び本要綱の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

以 上